

判決年月日	平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）10029号		
○ 本願発明の優先日前に頒布された引用例には本願発明が記載されているに等しいとして本願発明の新規性ないし進歩性を否定した審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条 1 項 3 号， 2 項

（要旨）

本件は，原告が，名称を「抗ガングリオシド抗体を産生するヒトの B リンパ芽腫細胞系」とする発明につき国際特許出願したが，日本国特許庁から拒絶査定を受け，さらにこれに対する不服審判請求においても，請求不成立の審決を受けたため，その取消しを求めた事案である。

本願発明は，「L 6 1 2 として同定され，アメリカン・タイプ・カルチャー・コレクション（American Type Culture Collection）に A T C C 受入番号 C R L 1 0 7 2 4 として寄託されているヒトの B リンパ芽腫細胞系」というものであるが，引用例 1， 2 に，「L 6 1 2 を分泌するヒト B 細胞系」等との記載があったところ，被告は，引用例 1， 2 の投稿規定の定め及び学者社会における慣習上，投稿者が第三者から L 6 1 2 細胞系の分譲を請求された場合には，分譲せざるを得ない立場にあり，したがって，引用例 1， 2 には本願発明が記載されているに等しいとした。これに対し，原告は，被告の上記主張を全面的に争うとともに，引用例 1， 2 の共同著者の一人であり，他の著者らを指揮監督する立場にあった A（同人は，本願発明の発明者でもある。）には，当時，引用例 1， 2 記載の「L 6 1 2」につき，分譲に応じる意思はなく，他の共同著者らに，分譲請求に応じることを許可する意思もなく，実際に，そのような分譲請求はなかったとした。

本判決は，そもそも，引用例 1， 2 上の投稿規定の定めは，著者に，分譲請求に応じるべき絶対的な義務を課すものではなく，このような請求に応じるか否かは，あくまで各著者の意思にゆだねられらるとし，さらに，本件では，引用例 1， 2 の著者の一人であり，他の著者を指揮監督する立場にあった A は，特許出願に際して新規性を確保するための限定された期間のみ，分譲の要請を断る意思を有していたものであり，以上からすれば，引用例 1， 2 上に，本願発明が記載されていたに等しいとはいえないとして，上記審決を取り消した。